

**令和4年度首席家庭裁判所調査官事務打合せに  
おける協議の結果について**

**最高裁判所事務総局家庭局**

本事務打合せにおいて、高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官として講じるべき方策やその方向性等について協議された内容の要点は、以下のとおりである。

## 第1 家庭局関係

### 1 家庭裁判所調査官の役割・機能を明確にするとともに確実に実践するために検討すべき事項

家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の役割・機能について、家裁調査官内部や関係職種間での認識共有と、実務における具体的な実践とが有機的に連動するように取組を継続していく必要があることが確認された。また、関係職種との相互議論が不可欠であるところ、調査事務の現状の課題等を踏まえた具体的な議論となるように意識するとともに、裁判官に求められる役割や書記官事務の整理を含めた、より広範な議論に発展させ、組織的な課題の取組、実践につなげることが家庭裁判所の紛争解決機能の強化に向けて重要であることも確認された。

家事調停手続におけるウェブ会議をはじめ、家事事件手続におけるデジタル化が進む中、調査事務についても、ウェブ会議のニーズが高まる可能性があり、それに備え、テレビ会議システム等を利用した調査やロールプレイ等に基づいて、家裁調査官の役割・機能を踏まえた具体的かつ実践的な検討を重ねていく必要があることが確認された。

### 2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践するため検討すべき事項

これまでに整理された四つの工夫（事件情報の共有、調査の方針等の協議、アウトプットの検討及び柔軟な役割分担）の実践が調査の質の確保・向上につながるという認識は定着しつつあり、各高等裁判所管内で確認された方向性を踏まえながら、府単位、高等裁判所単位で共通目標を設定して実践していくことが有効であることが確認された。また、設定した目標の達成状況を

検証するためには、質的な観点と量的な観点の両面から現状把握と現状分析を行う必要がある一方、量的な観点については、例えば、単に量の多寡や増減のみで取組の進度を分析、評価することのないよう、留意する必要があることが確認された。

また、主任家裁調査官が適正かつ効果的・効率的にマネジメントすることが不可欠であるとの共通認識のもと、主任家裁調査官がどのような業務を担い、組の家裁調査官とどのように役割分担を行うか、どのようなマネジメントスキルが必要かなどの主任家裁調査官による組の業務全体のマネジメントの在り方について検討、整理し、それを首席家裁調査官等と主任家裁調査官、主任家裁調査官と組の家裁調査官との間で認識共有を図ることが重要であることが確認された。

### 3 審理の充実に向けてとりわけ検討すべき事項

#### (1) 今後の家事調停運営の在り方に関する検討すべき事項

引き続き、職種として貢献できる点はないかという視点から、組織的な検討に積極的かつ主体的に関与していく必要があることが確認された。

#### (2) 少年事件処理において検討すべき事項

新様式の少年調査票の導入、改正少年法下における調査事務について、おむね順調に運用されていることが確認された。また、調査事務については、改正少年法下においても、家裁調査官による要保護性に関する調査の意義や重要性は変わらないことを家裁調査官や関係職種が十分理解し、従前同様に質の高い調査を行っていく必要があることが確認された。

少年事件数が減少する中での少年調査事務能力の維持・伸長の方策については、庁全体、高等裁判所管内全体で取り組んでいくべき喫緊の課題であり、継続的に取り組んでいく必要があることが確認された。

### 4 所在地首席家裁調査官が行う調整事務の充実強化に向けて検討すべき事項

所在地首席家裁調査官は、各高等裁判所管内の各庁が足並みをそろえて施策

課題に取り組む態勢を維持できるように、管内の首席家裁調査官と密にやり取りするなどの配慮をするとともに、高等裁判所とも適切に連携していく必要があることが確認された。

## 第2 人事局関係

家裁調査官の人事管理に関し考慮すべき事項について協議した。

## 第3 裁判所職員総合研修所関係

家裁調査官の研修に関し考慮すべき事項について協議した。